

4

環 境 影 響 評 価 書

—江東プライウッド株式会社工場建設事業—

昭和58年 6 月

江東プライウッド株式会社

1. 総 括

1-1. 事業者の氏名及び住所

江東プライウッド株式会社

代表取締役社長 井 上 博

東京都江東区木場2丁目17番12号

1-2. 対象事業の名称

江東プライウッド株式会社工場建設事業

(事業の種類;工場の設置)

1-3. 対象事業の内容の概略

本事業は東京都江東区木場にある当社の合板工場をパーティクルボード工場に転換して同区新木場に移転し、建設するものである。

計画の概要は表1-1に示すとおりである。また、工事計画の工程は概略は次のとおりである。

年	昭和58年								
月	第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月以降
土 木 工 事	(杭、基礎、整地、残土搬出)				(構内舗装、外構、緑地造成)				
建 築 工 事	(鉄骨、屋根、壁)				(付帯工事他)				
機械据付工事					(屋外機械)；(屋内機械)				
輸 送	(土木資材、残土等)								
	(建築資材等)								
					(機械装置等)				
運 転									

表1-1 事業計画の概要

工場設置位置	東京都江東区新木場二丁目12番
工場生産品目	パーティクルボード
同 生産量	100 トン/日
同 主原料	木材チップ
工場敷地面積	総面積 1.56 ヘクタール 屋外作業場面積 0.14 ヘクタール 屋内作業場面積 0.58 ヘクタール 木材チップ倉庫 0.10 ヘクタール 緑 地 0.21 ヘクタール 等
敷 地 内 建 屋	工場建屋、事務所、熱源室、接着剤工程室、チップ受入作業場およびチップ倉庫
主 要 設 備	木材チップ乾燥炉、熱媒体ボイラー 蒸気ボイラー、接着剤縮合反応施設 チップサイロ、空気圧縮機 等

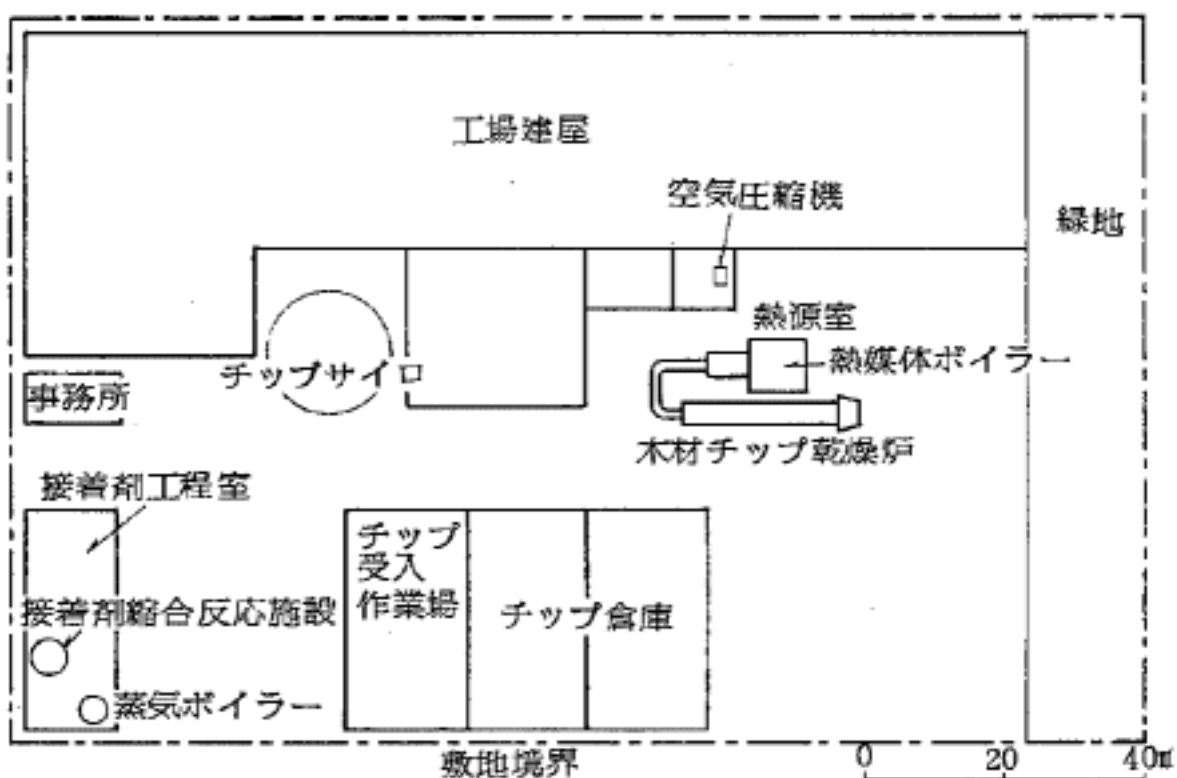


図1-1 主要設備の配置図

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	影響評価の結論
1. 大気汚染	① 本工場のばい煙発生施設から発生するばい煙が、現状の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境濃度に与える寄与分は、予測結果の最大値でも6%の範囲内であり、影響は少ないと考えられる。 ② 有害ガス（ホルムアルデヒド）の予測最大濃度も非常に低濃度であり、影響は少ないと考えられる。 ③ 車輛関係の排出ガスによる影響については、現状の交通量に対する、本事業による交通量増加率が最大時でも1.7%程度であり、その台数から考えても影響は少ないと考えられる。
2. 騒音	① 本工場の機械類稼働による騒音は、工場敷地境界上で現状騒音レベルを1～4ホン増加させるにとどまり、さらに、防音型機械の積極的使用により、影響は少ないと考えられる。 ② 建設作業中の騒音については最も近い住居地域（夢の島、辰巳二丁目）に到達するレベルでも60ホンを越えることはないが、施工時間の限定等により影響を極力小さくするよう努める。 ③ 自動車類騒音による影響は、現状の交通量に対する、本事業による将来交通量の増加分がわずかであることから考えて、影響は軽微である。
3. 振動	① 本工場の機械類稼働による振動は、工場敷地境界上で現状振動レベルとの合成値が39～45デシベルとなり、現状振動レベルを0～2デシベル増加させるにとどまる。数値的には人が振動を感じる限界値以下の振動レベルであり、影響はない。 ② 建設作業中の振動については、工場敷地から約50m

	離れると人体にはほとんど感じられない振動レベルとなり、影響は少ないと考えられる。 ③ 自動車類振動による影響は、本事業による将来の交通量の増加分がわずかであるため影響は軽微である。
4 悪 臭	本工場の発生するばい煙等による臭気は、最も高濃度を出現する時点においても臭気濃度 1 以下、悪臭物質濃度についても臭いの認知閾値（臭いの性質のわかる最小限界値）以下であるため、問題はないと考えられる。
5 景 観	本工場の建設は、新木場木材団地の工場地帯の景観に異和感を生じさせるものではなく、影響はないと考えられる。

1-5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は表1-2に示すとおりである。

表1-2 修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
2. 対象事業の 目的及び内容	事業の内容	都民の意見にもとづき、チップの野積を中止し、チップ受入作業場及びチップ倉庫を建設することとした。これにより敷地内施設の面積並びに施設配置図等を修正した。
4. 予測・評価項目 の選定	選定しない理由 低周波空気振動 地形・地質	低周波空気振動及び地形・地質について選定しない理由をより具体的な記述に改めた。
6. 予測	大気汚染、騒音の予測	事業計画案の変更により大気汚染の予測内容を一部削除した他、騒音の予測条件を一部修正し、予測をし直した。
7. 評価	大気汚染、騒音の評価	事業計画案の変更により大気汚染の評価内容を一部削除した他、騒音の予測結果の修正をもとに評価の修正を行った。
8. 環境保全のための 措置	大気汚染、水質汚濁、 騒音、振動、低周波 空気振動、悪臭等の 措置	措置の内容をより具体的な記述に改めた。